

平成23年第1回足寄町議会定例会議事録（第6号）

平成23年3月23日（水曜日）

◎出席議員（15名）

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

◎教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

◎議事日程

- 日程第 1 行政報告（町長）＜ P 3 ～ P 4 ＞
- 追加日程第 1 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度足寄町一般会計予算（予算審査特別委員会）
＜ P 5 ～ P 6 ＞
- 追加日程第 2 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算（予算
審査特別委員会）＜ P 6 ＞
- 追加日程第 3 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度足寄町簡易水道特別会計予算（予算審査特別
委員会）＜ P 6 ＞
- 追加日程第 4 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度足寄町公共下水道事業特別会計予算（予算審
査特別委員会）＜ P 6 ～ P 7 ＞
- 追加日程第 5 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度足寄町介護保険特別会計予算（予算審査特別
委員会）＜ P 7 ＞
- 追加日程第 6 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業
特別会計予算（予算審査特別委員会）＜ P 7 ＞
- 追加日程第 7 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算（予算
審査特別委員会）＜ P 7 ～ P 8 ＞
- 追加日程第 8 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算（予算審
査特別委員会）＜ P 8 ＞
- 追加日程第 9 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度足寄町上下水道事業特別会計予算（予算審査
特別委員会）＜ P 8 ＞
- 追加日程第 1 0 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算（予算
審査特別委員会）＜ P 8 ～ P 9 ＞
- 追加日程第 1 1 意見書案第 3 号 介護保険制度の充実を求める意見書＜ P 9 ＞
- 追加日程第 1 2 会議案第 1 号 足寄町議会総合条例の制定について＜ P 9 ～ P 2 6 ＞
- 追加日程第 1 3 議案第 4 0 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例＜ P 2 7 ～ P 2 9 ＞
- 追加日程第 1 4 閉会中継続調査申出書＜ P 2 9 ＞
（議会運営委員会）

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日開催されました第1回定例会に伴います議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に、町長から行政報告を受けます。

次に、本会議休憩中に予算審議を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第1 行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げたいというふうに思います。

なお、行政報告につきましては、区画整理事業に関する件、それと、口頭で申しわけございませんけれども、東北地方の太平洋沖地震にかかわる支援の関係について、口頭で支援の現状、少し報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、土地区画整理事業にかかわる訴訟等についての件でございます。

平成22年5月7日開催の第3回臨時会に

おいて浅川雅巳氏が、また、平成22年6月8日開催の第2回定例会において丸山公嗣氏、ほか2名が最高裁判所へ上告の提起及び上告受理申し立てを行った旨を行政報告いたしました。

仮換地指定処分等取消請求事件でございますけれども、平成23年3月18日付で棄却等されたという通知が、最高裁判所より郵送され、3月22日付で受理をいたしましたので、決定内容について御報告を申し上げます。

どちらの決定内容も同一のものであり、『「上告の提起」については「棄却する」、「上告受理申し立て」については「受理しない」、上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする』という主文内容であります。

理由といたしましては、『「上告の提起」は、民事事件においては最高裁判所に上告することが許されるのは違憲事由が存在することを理由とする場合であるが、本件上告理由は、違憲を言うが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するもので、民事訴訟法に規定する事由に該当しない。「上告受理申し立て」については、民事訴訟法第381条第1項により受理すべきものと認められない』という内容であります。

施行者といたしましては、最高裁判所においても、法に従って行ってきた本件仮換地指定処分の適法性が認められたものと考えております。

以上、土地区画整理事業に係る訴訟等の御報告といたします。

次に、東北地方太平洋沖地震にかかわる本町の支援の状況、直近の状況、口頭でございますけれども、報告を申し上げます。

まず、支援物資の関係でございますが、本日、足寄町が災害用ということで備蓄しております物品、本日中に帯広の自衛隊、第5旅団のほうに届けると。これは足寄町だけに限らず、全十勝で取りまとめということでございます。

備蓄品の非常食、それから毛布、それから保存水、寝袋、それから携帯用の簡易トイレ等々でございます。お金で換算しますと、約200万円相当ぐらいになるかなということでございますけれども、本日中に帯広第5旅団のほう、駐屯地のほうに送り届けるということにいたしました。

それから、次に、被災地の中で、避難所の状況、暖房が不足をしているというようなことで連日報道されているわけでありましてけれども、日本の森バイオマスネットワークという組織がございまして、ここと現地との間で、やはりペレットストーブ、それからペレット燃料、これの要望が非常に高いということで、実は私どものほうでも、ペレットストーブ、それからペレット燃料をお届けできないかということで考えて、少し検討させていただいたのですけれども、やっぱりストーブの確保が難しいということで、まだ実現しておりませんでした。

先ほど申し上げました、このネットワークのほうで、いろいろストーブを製造している会社等々から、ストーブの確保ができつつあると。しかし燃料が足りないということで、このネットワークを通じて、町のほうにペレット燃料を確保できないかという要請が参りました。

ペレットの協同組合のほうとも協議をし、今現在、在庫のある約8トン程度になる見込みでありますけれども、この8トン程度を、急遽町のほうで購入をし、気仙沼市中心になるというふうに今のところ情報をいただいておりますけれども、一両日中に発送をしたいということで取り組みをしているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

費用につきましては、既定予算のやりくりの中で捻出をしながら対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、人的派遣のほうでありますけれども、これにつきましては、消防の関係で、十勝的に十勝地区緊急消防援助隊という結成

をし、それぞれ帯広市を中心に派遣されているところでございますけれども、このたび第6次の救急交代要員ということで、この3町で構成しております行政事務組合、消防本部のほうに2名の派遣という要請が参りました。

この2名のうち、本別署並びに足寄署から各1名ずつ、3月28日から4月3日の7日間の予定で派遣をするということで、今現在、詳細を詰めている最中でございます。

以上、報告とさせていただきますけれども、引き続き、また、いろんな要請を含めて、可能な限りの支援をしてみたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても、特段の御理解をいただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に、予算審査特別委員会の開催をお願いをいたします。

午前10時10分 休憩

午後13時53分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会をお開きをいたしたいと思います。

午後13時54分 休憩

午後14時48分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員会委員長（井脇昌美君） ただいま開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、3月18日の本会議で予算審査特別委員会に付託いたしました議案第30号から議案第39号までの平成23年度予算について、予算審査特別委員会の審査報告を受け、審議を行います。

次に、意見書案第3号と会議案第1号を即決で審議をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

◎ 日程追加の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規程により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 議案第30号から議案第39号まで

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第30号平成23年度足寄町一般会計予算の件から、追加日程第10 議案第39号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおり原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

これから、議案第30号平成23年度足寄町一般会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） これについては、4点について。

まず1点目は、役場庁舎空調設備事業の

1,721万3,000円。これについては、私も夏場とても暑くて、自分自身としては欲しいとは思うのですけれども、やはり毎年開いていた、ことしも開いた集まりの中で、三十何人かの話し合いの中ではだめだと。去年が特に暑かったのであって、そして、今まで我慢していたのだから、もうちょっと我慢してもいいのではないかと、そういう意見がありました。

次、2番目に、まちづくり交付金事業、足寄銀河ホール21外構工事の1,980万3,000円。銀河ホールの周りは本当に使いにくい。車いすも、正面からあんな遠くではなくて、国道からちゃんと車いすで上れる場所がはっきりわかるような、そういう使いやすいつくり方をしてほしい。

次、3点目、博物館運営経費の3,780万円。これ、同じ指定管理者、足寄町は二つ指定管理者制度をやっていますけれども、大規模措置のほうからはお金をもらう、こっちはお金を払う、その整合性がとれないのではないか。住民全体のことを考えたら、農家のほうにこそお金を渡すべきではないか。

次、4点目、職員費。職員費のうちの時間外夜間休日勤務手当の6,609万5,000円。これを決めるについて、どこの部署のどの人が多く使っているとか、そういうことを全く調べないで、この値段を決めている。普通の民間企業だったらつぶれてしまいます。

こんなやり方で決めるこの時間外手当、そして、一般住民にはない持ち家手当。では、持ち家手当の出ない町民には出ていけということなのかという意見がやはり根強くある。

この4点について反対いたします。

○議長（吉田敏男君） 他に反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成23年度足寄町一般会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第30号平成23年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第31号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第31号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第31号平成23年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第32号平成23年度足寄町簡易水道特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番(矢野利恵子君) 一人分だけですけれども、持ち家手当の部分。これでいくと、1万8,500円を毎月もらっているわけですけれども、やはり500円ずつ毎年減らしていったら、37年間で廃止するよという

形にしていったほうが、そうやって徐々に減らしていったほうがいいのではないかなというところから反対いたします。

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで討論を終わります。

これから、議案第32号平成23年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第32号平成23年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第33号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番(矢野利恵子君) これについても、持ち家手当について。もし30歳で家建てて、退職するまでにもらう持ち家手当は約600万円になってしまう。それを考えたら、住民、平等に家建てる人には200万円ずつ上げるよというふうにすれば、1軒ではなくて、3軒の新しい家建てることに協力もできる。それを考えたら、町職員だけの持ち家手当について、反対いたします。

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第33号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本

件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第33号平成23年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号平成23年度足寄町介護保険特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第34号平成23年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第34号平成23年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番(矢野利恵子君) これについては、北区のほうをやるということで、あの地区に住んでいる人の中には、やはりお年寄りで、これを機会に新しく家を建てるなんて無理だ、やはりここには住めなくなるかもしれないと言っている人がいる。

そんな中で、無理やり進めていって、空き地をふやすということにはならない。やはりこれ以上空き地をふやさないために、この事

業は見直すべきだということで反対いたします。

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第35号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第35号平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番(矢野利恵子君) これについても、持ち家手当の部分について。もし25歳で家を建てたとしたら、退職するまで700万円近く、町内の新しく家を建てる人に100万円ずつ補助するというふうに平等にしても、7軒の新しい家に補助するということができる。そのほうが町民の理解を得られやすい。町職員だけに与えられたこのような特権は、やはりよくないのではないかとこのところから、これに反対いたします。

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第36号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決

をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第36号平成23年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第37号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第37号平成23年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第38号平成23年度足寄町上水道事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番(矢野利恵子君) これについても、持ち家手当ですけれども、何といたっても人事院で勧告している。持ち家手当は廃止しなさいよと。人事院で勧告しているからといって、給料を上げるときにはやっておきながら、下げなさい、廃止しなさいよという部分については、国家公務員とは違うから従えな

いと。そうしたら、給料だって国家公務員と違うのだから従えないのではないかと。

要するに、人事院の勧告ではなく、町内の企業がどれくらいの平均値の給料なのか、それを踏まえてやるべきではないかと。そのことから、これに、人事院で勧告もしているということで反対いたします。

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第38号平成23年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第38号平成23年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第39号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番(矢野利恵子君) やはり平等に、今まで反対してきたのと同じ理由で、この持ち家手当の部分について反対いたします。

○議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第39号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第39号平成23年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第11 意見書案第3号介護保険制度の充実を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

1 番星孝道君。

○1番（星孝道君） 介護保険制度の充実を求める意見書。

介護保険制度の見直しについては、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する厚生労働省案の概要が公表されました。

医療と介護の連携強化や、介護人材の確保とサービスの質の向上など、現在直面している課題について見直しを図る一方で、保険料など、利用者の負担増とサービス削減が盛り込まれている内容となっております。

政府においては、2012年度介護保険制度改正案では、新たに24時間対応の定期巡回随時対応サービスの創設と、財政安定化基金取り崩しを内容とする改正にとどめ、改正案のほとんどを見送りいたしました。

高齢化の急速な進行は既定の事実ですが、一人暮らしや老老介護の世代もふえ、新たな法的介護体制の整備は急務となっております。

現状でも、医療と介護の両方が必要な高齢者は、行き所がなくなって、家族が仕事をやめて介護に専念する中、悲惨な事故を誘発するなど、負担あって介護なしの実態を一層深刻化しております。

介護の社会化という制度の理念を実現するために、次のことを強く求めます。

一つ、介護保険を安心して利用できる制度にするために、国庫負担を10%引き上げるなど、公費負担を引き上げること。

2、要支援などのサービス除外は行わず、

サービス利用料等、減免制度の拡充を図ること。

3、居宅介護支援、介護予防支援などに利用者負担を導入しないこと。

4、軽度者に対する給付に利用者負担の引き上げを行わないこと。

5、多床室利用者に室料負担を求めないこと。

6、被保険者範囲を40歳未満に拡大しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

どうぞ御審議の上、よろしく御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号介護保険制度の充実を求める意見書の件を採決をします。

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号介護保険制度の充実を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 会議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 会議案

第1号足寄町議会総合条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

14番菊地一將君。

○14番（菊地一將君） ただいま議題となりました会議案第1号足寄町議会総合条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

最初に、総合条例の概要について御説明を申し上げます。

第1章の法則では、第1条は目的であります。第2条以下、第21条までは本会議の基本的理念についてであります。

第2章は、本会議の条項であります。条文中、既存の会議規則の会議規則運用例、委員会条例等の規程について盛り込んでおります。

第22条の参集の第2項では、議員登庁表示器を挿入いたしました。

第25条の議席の第6項では、番号の次に「及び氏名表」を挿入いたしました。

第82条の質疑の回数では、第1項で質疑の回数制限は行わないを挿入し、同条第2項では、質疑に当たっては、一問一答方式により行うことを挿入いたしました。

89条の一般質問では、第10項の、質問者は質問事項を一問一答方式として述べるを挿入いたしました。

91条の議員の派遣では、既存の会議規則の第15章を挿入いたしました。

第92条の議員協議会では、既存の運用例の第16章を挿入いたしました。

第4章の委員会では、第106条第1項第3号で、広報・広聴常任委員会と所管事項を挿入いたしました。

第109条の議会運営委員会では、第5項で、議長及び副議長は議会運営委員会の委員にならないのを原則とするが、委員会に出席しなければならないを挿入いたしました。

同条第6項の同委員会の協議事項として、第25号に議員研修に関する事項を挿入いた

しました。

第111条の議案の提出では、委員会が議案を提出する条を挿入いたしました。

第124条の傍聴の取り扱いでは、秘密会以外の委員会は公開とし、傍聴することができることを挿入いたしました。

第133条では閉会中の所管事務調査について、第134条では議員の視察調査を挿入いたしました。第141条では、秩序保持に関する措置を挿入いたしました。

第5章の請願では、第53条の請願の委員会付託に、第6項で、請願の審査に対しては委員会に付託し、提案者に意見陳述をさせなければならないを挿入いたしました。

第11章の傍聴では、第190条で、傍聴における写真、ビデオ撮影及び録音等の自由を挿入いたしました。

第12章の議会広報の発行では、第193条から196条まで、既存の規程を見直し、文言等を整理し、挿入をいたしました。

13章では、新たに議会中継についての条文を挿入いたしました。

19章では、本総合条例が議会運営における最高規範と位置づけ、最高規範性及び見直し手続を第236条から第238条まで挿入いたしました。

以上が総合条例の概要でございます。

次に、3月8日開会の本会議において、議会改革の内容について、議会改革活性化等調査特別委員会の調査について報告をさせていただき、その報告に対し、皆さんからの質疑を受けたところであります。

質疑については、議案等に対する議員個々の採決態度や、議員の個々の活動状況など、広報等で公表する必要はないのではないかと。

定例会ごとの閉会中の所管事務調査は7日以上開催するよう努めるについては、委員会の自主性に任せるべき。

視察調査については、任期の初年度と3年目の第3回定例会ごとあるのは、必要があれば年度を決めないで視察すべき。

同じく視察調査で、広報・広聴委員会は、

必要に応じて委員派遣とあるが、12人全員で行くことになるのか。また、委員会の人数は12人でなく、半分の人数で行けるのではないか。

会議等の事前公開は必要なことだが、具体的にどこでどう公開するか。

議会広報では、考える広報としてあるが、現在も考える広報の思いでやってきた。広報の45日以内の発行も、議事録関係で60日くらいはかかる。努力規程になっているが、現行どおりでよいのではないか。

広報の編集委員では、4委員の編集委員と専任して編集発行するとあるが、編集にはかなりの神経と労力を使うので、6人による専任制をとる。

傍聴の規則の緩和では、後方からシャッターをたくさん撮られると抵抗感がある。今でも問題がなかったのも、今までどおりでよいのではないか。

議員報酬、手当の見直しは、平成17年のまちづくり特別委員会で、当時の財政状況により一時凍結をしてきた。改革をするなら、これを一度元に戻して議論すべき。

手当を廃止して報酬に組み入れることになれば、足寄町は高いところとの見方もされる。特別職の報酬等審議会で、管内の状況を見て決めてもらうべき。

議会中継の録画期間は1年となっているが、比較することも考えれば、4年にすべきではないか。

子ども議会と大人議会を隔年で実施して、議会に興味を持たせる。

議会研修の充実へ、ディベート方式とあるが、相手を論破するやり方ではなく、足寄町のためにどうすべきか研究する議会であってほしい。

以上のように、多くの質疑や意見を出されましたが、それらの質疑や意見に対し答弁させていただき、皆さんには一定の御理解をいただいたものと認識しております。

条例化に当たっては、皆さんからの質疑、意見を踏まえて、3月14日に改革活性化等

調査特別委員会を開催し、修正させていただいたところでございます。

修正部分については、1点目としては、27ページの第134条第1項第2号で、広報・広聴委員会は必要に応じて委員派遣として調査するの条文を、広報・広聴常任委員会は必要に応じて委員の代表を派遣して調査することができる、努力規程にさせていただきました。

また、2点目については、37ページの201条第2項第3号で、録画配信の期間は、当該議会が終了した日からおおむね1年とするの条文を、録画配信の期間は、当面、議会が終了した日からおおむね4年とすることに修正はさせていただきましたが、このことにつきましては、できる限り保存できる場合は4年以上のようになるかと思えます。そういうように考えを含めていただければ幸いです。

なお、134条の視察調査の関係で、任期の初年度と3年目の視察は、必要があるときに視察するとの意見もありましたが、このことは特別委員会でもいろいろと発言があり、議論をさせていただいたところでありますが、そのときの常任委員会で決定していただき、予算措置のことからも修正はしませんでした。

現段階では予算措置を講じていないので、このことがお認めいただければ、6月定例会において補正の措置をしていく考えであります。

また、初日に報告した基本的理念や議会運営の機能強化でお示ししましたが、この総合条例にすべて成文化されたものではなく、改革活性化に向け、後退することなく前進することを目的に、本条例の制定について提案させていただくものであります。

それでは、会議案第1号について、提案理由の説明をさせていただきます。

会議案第1号足寄町議会総合条例の制定について、その提案の理由を申し上げたいと思います。

地方分権と地方自治の時代にふさわしい町民に身近な意思決定機関として、議会及び議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営に関し定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした協働の理念に立脚し、町民に対し、説明責任や議会の透明性を図ることから、地方自治法第120条の規程に基づき、足寄町議会総合条例を制定すると。

附則といたしまして、この条例は23年5月1日から施行する。

なお、附則の2から13まで、足寄町議会に関連する規程は、すべて廃止するものであります。

以上、提案理由の説明をさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番後藤次雄君。

○11番（後藤次雄君） 今、口頭で10日の日の関係が説明されましたけれど、私とすれば、できれば文章を整理して皆さんに見せてほしかったなと思います。聞こえないところがいっぱいあったものですから、そういうことで、意見として申し上げます。

今回の条例制定の提案ですけれども、提案理由の中に、ここに載っていますとおり、町政の情報交換と町民参加を基本にした協働の理念に立脚し、町民に対する説明や議会の透明性を図ること、こういう提案になっているのですけれども、今回の条例は、10日の日にも言いましたけれど、我々議員として、委員会、ほかの議員は、まだ納得しないところいっぱいあるのです。それで、今回も3回目の質問ですね。

それで、順次聞いていきたいと思っておりますけれども、まず、この間の活性化案の議員活動の原則ということだったのですけれども、これは、ここに書いてあるとおり、議会が言論

の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、自由討議の推進を重んじると、こういうことになっているのですけれども、今回の、きょうは正式なものが出ましたけれども、またもや、我々としては十分な議論になっていないと思うのです。

というのは、私は、前回の17年のまちづくりの関係で、委員もやらされたのですけれども、そのときは、やっぱり全員協議会の中で何回か議論をして、最終的に決をとりましたけれども、そういう行為が今回なかったのです。

だから、今回も、これは3回までしかできませんから、この間、10日の日も3回目だということで、私も質問できなかったのですけれども、そういうことがやっぱり必要であって、それからもう一つは、町民と議会の協働ということになっていきますね。だから、本当に協働ということであれば、今回のどこの調整もやらない総合条例をつくるわけですから、ぜひ、やっぱりこれは町民にも、こういうことで町議会としては大改革をやっていますよと、そういう説明もあってよかったのではないかと。

なぜそれを言うかということ、前回定数の関係ありました。あのときも、やっぱり町民から抗議があって、町民集会を開けということでやったわけですから、それを今回もなぜやってくれなかったかと、それが一番なのです。そして、そのことがやっぱり協働のまちづくりになると思うのです。

それで、協働のまちづくりというのは、私はこう考えているのです。議会と、それから行政と町民が一つになって、やっぱりまちづくりをしていくというのが協働のまちづくりになっているのですけれども、これを見ると、議会と町民とのまちづくりにしか読めないのです、どうしても。

だから、それはやっぱり皆さん、町民にしても、今回私の知り得る中では、やっぱりそういう大事な6年に1回の大改革の条例をつくるのであれば、やっぱり少なくとも、町民

の皆さんにはこういうことをやりますということも必要でないかと言われていて、はっきり言って。

そういう意味では、この協働のまちづくりというのは、私は、やっぱりここにも書いてあるとおり、町民団体、NPOとの意見交換の場を多様に設けると、そして、議会議員の政策の意欲を強化するということが今回なっていないのです、はっきり言って。

そういうことで、私は、このこともやっぱり意見の一つとして言うておきたいと思えます。

それから、次に、96条の2項の議決の事項、これは、前回、私、質問しなかったのですけれども、ここで言っている、最後に、全項の審査については、委員会及び特別委員会に付託し、審査をするものとするということになっているのですけれども、これをお聞きしたいのですけれども、例えば、こういう足寄町の総合基本条例だとか、六つあるのですけれども、これは、事前に議会に説明してもらって、議会で審査して議会で承認することなのか、その辺がちょっと明確でないものですから、そこをまずお聞きしたいと思います。

それから、次に、予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負の関係ですけれども、従来までは5,000万円以上ということになっていたのですけれども、ただ、このことを、今、なぜここまでやらなきゃならないのかというふうに思っているのです。

というのは、今までも常任委員会にきちっと報告していますし、この作業をするということになると、やっぱり行政のほう、かなり労力をかけるわけですから、だから、やっぱりこれは今までどおりでいいと思うし、また、そのことをやることによって、やっぱり時間外という、今回、この条例をつくるのも相当時間がかかっていると聞いています。

そうすると、片方ではこういうことをやっておいて、きょうの発言ではないですけれども、時間外が多いと、こういうことであれ

ば、やっぱり職員も町民の一人だと私は思うのです。職員であって町民だと。選挙権もありますから、やっぱりその辺の配慮も必要であって、私は今までどおり5,000万円ということで、ここはやっぱり今までどおり、必要ないのではないかということ意見をとして申し上げたいと思います。

それから、あと、議会広報の関係ですけれども、これはこの間申し上げましたけれども、ただ、45日は制限はされないのだよという話も聞きましたけれども、実際にそうであれば、この辺もやっぱりちょっと変えてもらえるのかなという考えで思ったのですけれども、やっぱり、きょう見ますと、原版そのままだということで、この間言ったみたいに、そういう感覚で入っているのあれば、私も今まで広報委員会をやっていたから、議事録の全部、記事にするまでというのは相当時間がかかっているわけですから、それを見て、私は実態として言ったわけですから、そういうことであれば、これは外れるのではないかなということを期待したのですけれども、このまま載っているということになっています。

それから、もう一つは視察の関係です。これも前回私言いました。これは17年のときのまちづくりの中で、決めて、道外なんということになると、やっぱり厳しい町政の中で、これはうまくないだろうということで外したわけですから。だから、今回、確かにあのときは、最終的に財政基金は28億円、今回は大体26億円で38億円くらい残るということは、それはいいのです。わかったのです。

ただ、ほかの町政のことはあまり言いたくないですけれども、やっぱり道外はしないところが結構あるのです、視察は。だから、そういう意味からいっても、私は必要があつて行くということにすれば、それは、例えば3年に1回でも、どうしても必要があれば毎年だってありますよね。何かあつて、どうしても所管調査しなければならないという

ことがあるわけですから。そこは、やっぱり必要があって行くということにさせていただけるのではないかなと思ったのですが、今回、そこも修正されていないということです。

それで、いずれにしても、この条例、やっぱり、先ほども言いましたとおり、もう少し時間をかけて、そして、町民に対してもある程度説明をして、そして、ある程度理解をってもらうという、前回も言いましたけれど、そういうことをやっぱりやるべきだということで、私はやっぱり、今回、特別委員会の皆さんが25日もかけてやったことについては敬意を申しますけれども、ただ、我々としては、今回の修正もきょう初めて聞いたのです。二つ。

だから、本当に我々は残念なのですが、もう少し我々のほうに説明をなぜしてくれなかったのかという、それも疑問を持っています。

そういうことで、私としては、今回のこの提案については、やっぱり先ほども言ったとおり、議会の根幹をなすものですから、やっぱり十分に時間をかけて改革をしていただきたいということで、私は時期尚早であると思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 今、11番後藤議員のほうから、都合6点について質疑がございました。これに対するお答えをいただきたい。

6番井脇昌美君。

○6番（井脇昌美君） 11番議員さんの今の質問に対して、我々、我々と数回、複数申し出ていましたけれども、後藤議員さんの見解でなくて、我々という言葉は、そうしたら、複数いるということですか。その辺、ほかの賛同者がいるのだったら、はっきりと言えば、挙手をして、きちっと公の場で意見を述べていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 今の質問に対してお答えください。

11番後藤次雄君。

○11番（後藤次雄君） 我々と言ったのは、前回もそういうことで何人かが、こういうことではうまくないよ、もう少し時間をかけてくださいということをやっていたので、我々ということで我々と言いました。はっきり言って何人かはいますよ。そういうことです。

○議長（吉田敏男君） 前回のことを踏まえてということですね。

○11番（後藤次雄君） ええ。前回のことを踏まえてということです。そこを理解してください。

○議長（吉田敏男君） 提案者、菊地一將君。答弁をお願いいたします。

○14番（菊地一將君） 今、後藤議員からいろいろと質疑があったところでございます。

それで、この前もどなたさんかの質問に対して答弁しているのですが、一番気になったというか、難しいことの質問だなと思ったことにつきましては、今、最後に言われた、もう少し時間をかけて、そんな早急にやらなくてもいいのではないかなということ発言されたと思います。

この件については、後藤議員も御承知のように、ことしは改選です。時間をかけるといっても、これ以上時間をかけられない状態にあるということをやっぱり認識してもらわなければならないと思います。

改選ということは、それなりの議員が入れかわるということです。ということになると、当然入れかわるのですから、この議案については廃案になるということなのです。

それを、結局、百何十万円もかけて道外調査にも行ってきて、町民の血税を使いながら行ってきていると。そういうことも考えると、どうしても、その一定の方向性というのはここで出していかなければならないだろうという考え方で、急遽、あまり説明がなかったとかどうのこうのと言われますけれども、そういうことで精いっぱいやってきて、やっ

た結果がこういうことであったということでございます。

それと、先ほど工事入札で、1,000万円ということのやつが、今までと同じではないかというようなことも言われました。

それから、広報発行の日数にしても、職員が大変だからとか何とかということも言われましたけれども、少なくとも、議会改革ということを全面に挙げて調査もし、今までそれなりに皆さんで議論してきた特別委員会の結果でございます。元と同じであれば、議会改革も何も必要ないのです。機能強化も必要ないと思います。

そうしたら、なぜこの委員会をつくるときに賛同したかということなんだと思います。自分も一緒になって賛同して、このメンバーでよろしいということも賛成してくれたわけです。それが21年の3月ですね。21年3月といたら、あと2年しかないということがはっきりしているわけですから、それが、今になって時間がないとかどうのこうのという、そういう議論の仕方、質問の仕方というのは、ちょっとどうかなと私は思います。答弁にならないかもしれないけれども、ちょっと疑問に感じたものですから。

あとの足りない部分、ほかの議員さんのほうから答弁していただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 今の特別委員長の不足部分の答弁ということでよろしいですね。

6番井脇昌美君。

○6番（井脇昌美君） 委員長の説明に誤りはもちろんないのですが、この中で、やはり我々、11番議員さん、また、9番議員さん、それから2番議員さんとか、個々、いろいろな、前回、8日の日に提案していただき、議事録まで全部精査をして、議員さんがまた見えていただくように、また、各報道機関もきちっと来ていただきながら、議論を我々はまたしたわけです。

その中で、修正するところは修正、貴重な意見としてとらまえ、決して、この数年間

で、皆さんに報告ということが満度ではなかったと、前にも委員長のほうからお答えはした経過があるのですけれども、非常にそのことが、若干根底に皆さん持っておられる事実でもある中で、我々もそういう中で、限られた時間の中で協議を本当にしてきたと。14日の日もです。

やはり、ここに来て、決して11番の議員さんが違うとか正解だとか言うのではなくて、非常に微妙な解釈、また、見解状況のとりまえ方で、決して11番議員さんの言うのが、これは間違いだということではない。やっぱり同じ意見が我々委員会でも出たのは事実なのです。

そういう中で、こういう残された、今、委員長からの報告のように、改革活性化ということは、非常に痛みも伴う、これからまたつらさ、一定の厳しいことが要求される、それが改革活性化であると。何とか議員の皆さん方にもう一度説明をして、そして、御理解をまずしていただくのではないかと14日の日のトータル的な意見の集約なのですけれども、ただ、その間で疑問なのは、いろんな疑問を投げかけている間で、何か聞いたところによると、若干の議員の人から、私もきょう聞いたのですけれども、反対ありきの前提で協議をしていると。我々が特別委員会で任命を受けて、そして、きょうのこの報告を聞かない間に、そのありきの中で、私はそういうような案を陰でしていると。私はいかがなかなと思いますよ。

きょうの報告について、初めてこういうことが、まだちょっと理解できないというのが、まだちよっと理解できないというのが、まだちよっと理解できないというのだったらわかります。その辺の経過も、やはり私は、もう一つ残念なことだなと。

そして、11番議員さんから、もうちょっと町民に対しての配慮があっても当然と。もちろんそのとおりです。ですから、議会と町民との透明化ということで、十分この中にも、我々7名がこれをいかに透明化して住民の人に御理解していただけるかということも十分協議した経過がございます。

それと、視察研修についても、道外という文言も入っていますけれども、決してそれは一方的に道外じゃなくて、道内ということも、きっちりと今回の修正するところは我々も理解して、強行的な、強引な決め方ではなくて、基本的にそうではなくて、みんな全員で賛成できるような、理解をした条例であってほしいということで、今日まで時間をかけて決めてきた経過を集約して、委員長に先ほど発言させてもらったのですけれども、言葉足らずですけれども、ちょっと私どもも、決して反論ではないのですけれども、その間、どうして理解できないで、きょうのきちっとした14日の結果を聞かない間に協議をされたのかなど。

協議されるのは結構なのですけれども、反対ありきの前提の中で協議されていたというから、ちょっとその辺は理解できないですね。

そんなことで、ちょっと私も委員長に補足した答弁とさせていただいたのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 反対ありきでどうのこうのという話ではないというふうに思っております。

そういった意味で、今お話がありましたけれども、総合条例の関係については、前回カラー版で皆さん方にお渡しをいたしておりますから、その後の修正部分は、確かにそれには載っておりませんが、そういった意味では、皆さん方が御承知しているということはおわかりいただけるというふうに思っております。

今、後藤議員の質疑に対して、ほぼお答えはあったんだというふうに思っていますけれども、なかった部分としては、町民との対話をどうするのだという話ぐらいのかなというふうに思っていますけれども、続けて質疑をお願いします。

○11番（後藤次雄君） 委員長のほうから、時間がないと、そして改選期だということがありました。私は逆に、改選期だから、

やっぱりこれだけの骨格ができたわけですから、改選期で、新しい議員の中で、こういうことができていますということで、改めて討論してもいいと思うのです。

それともう一つ、特別委員会、あなた方が認めたのだからということをおっしゃったけれども、確かに認めました。だけれども、この審議内容までは、その時点では、私、認めていませんから、だから、やっぱり改めて出てきたわけですから、そこでやっぱりいろいろ意見を言うのは、これは、私は議員としての役目だとは思っていますから。

だから、委員長さんの言うことはわかります。確かにわかりますよ。我々認めたわけですから。だけれども、こういう我々が考えているような、私が先ほど言ったようなことで、やっぱりなっていないということで意見を言っているわけですから。そのことを御理解していただきたいと思います。

それから、今、井脇議員から言われたとおり、反対を協議してと、そんなことが我々としてあってはならないことだし、我々も、この間、10日の日にもらってから、この色刷りのを何回も読みました。読んで、やっぱり、そしてきょうも、この間私が発言したところをある程度修正してもらっているかと思ったら、二つしか修正していないということで、きょう言ったわけです。

だから、これは、今、議長も言ったとおり、皆さんもらっているわけですから、反対ありきの、それをみんなでやったとか、そういうことはありませんので、ぜひ、どこから聞いたかわかりませんが、私はあくまでも、前回の議論、そして14日のこともきょう初めてわかったということで意見を述べているわけですから、その辺を御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

5番木村明雄君

○5番（木村明雄君） これに関しては、改

革活性化調査特別委員会委員の皆さんにおかれましては、足寄町議会改革活性化について、平成21年から23年の長きにわたり、今日まで25回もの改革活性化等につき、慎重審議をいただき、また、これについては深く敬意を表するところでございます。

また、報告書を読ませていただきました。当然、そんなわけなのだけれども、この議会改革活性化を図り、これからやはり目指さなければならぬと、こんなにも本当に改革活性化をしなければならないのかということがよくわかったところでございます。

しかしながら、少し前にこれがあったわけなのだけれども、意見として言わせていただきますけれども、議員定数の削減の折には、全員協議会を1回もしくは2回くらい開いていたのかなど、こんなふうに思います。

そのときは、私は、足寄町は面積も広い、他の町とは条件の異なる町であると。また、若い人たちが議会に参画するのは難しくなるのではないかとということも意見として言わせていただきました。

あのときは、改革に皆さんが慎重審議、時間をかけて協議、検討した案に対し、尊重し、賛成もいたしました。しかしながら、今回、25回もの長きにわたり特別委員会を開催しながら、このような重大な議会改革について、全員協議会が1回もなされていない。これ、私が間違っていたら、皆さんに謝らなければならぬけれども、なぜ今までに、2回もしくは3回と全員協議会の開催をし、他の議員に周知徹底を図らなかったのか。とても残念でなりません。このことについても、そのうちお伺いをしたいと思います。

二つ目、この改革条件について、せめて半年前ならともかく、せっぱ詰まったこの時期に、なぜ1期4年目の3月最終議会にこのような大切な事件の提案なのか。この辺も、先ほどちょこっとお聞きをしたかな、そんなふうに思うわけなのだけれども、これももう一度、確認の意味でお聞きをしたいと思えます。

3点目、改革委員の他の議員、いわゆる私たちだね。蚊帳の外なんて言ったら怒られるのかな。議員改革委員さんの他の議員、この方たち、我々、わからない中、何も報告もなしに、きょうも見えられてはおるわけなのだけれども、メディアがわかっていたと。これは、本来から言ったらあってはならないことだと私は考えます。これは一体どういうことなのか。

こんなことは言いたくありませんが、特別委員の中で、だれかがつい漏らしてしまったのか。または、改革委員が、蚊帳の外って言ったら怒られるかな、我々、わからないほかの委員、こんなのはともかくとして、改革委員が協議検討してきた事項、事案が絶対有効なのだと、決まったも同然なのだと、この際報道しようと、このようなことで2社の新聞紙上に掲載されたとするならば、これはやはり、我々知らなかった議員が、議会改革の内容が全くわかっていない、周知徹底がなされていない、理解がなされていないままに新聞紙上に報道されるということは問題だと私は思うわけでございます。

皆さんそれぞれに考え方があろうかと思いますが、これについては、やはりほかの議員に対して軽視をした考え方ではなかったのかなど。もしそうだとするならば、これは開かれた議会ではなく、閉ざされた議会になるのではとも考えるわけでございます。これについても説明をいただきたい、そんなふうに思っております。

4点目。足寄町議会改革活性化等特別委員会、7名で構成されております。所管事項は足寄町議会改革に関する諸問題の調査、研究及び提言、足寄町議会活性化に関する諸問題の調査、そして研究及び提言とあります。

提言とありますが、提言とは、考え、意見を申し出るとあります。閉ざされた議会が強行採決ということにはならないよう、私はこの活性化案について、やはり全会一致で議決をするのが妥当だと考えますが、これについても伺いたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） ここで申し上げます。

会議時間は、会議則第9条によりまして午後4時までとなっておりますが、本日の会議時間は、会議則第9条第2項の規程によって、これを延長をいたしたいと思っております。

異議ありませんね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） ただいま、4点について5番議員から質疑がありました。これらに対する答弁も含めて、どなたが答弁しますか。

4番井脇議員、答弁をお願いします。

○4番（井脇昌美君） 今、5番議員さんから質問がありました。何かわかっているようなわからないような、非常に質問をされていましたが、まず、全員協議会の件については、昨年も委員長がきっちりとお答えをさせていただいております。その中で、若干言いわけかもしれないけれども、時間もなかった、いろんな行事があったために開催ができなかったという説明も昨年にしてあります。

それと、時期尚早という感覚をとらえているようですが、時期が悪い、改選期だと思います。私は、これではむしろ時期が遅かったと思います。精いっぱいの日いちで、敏速に何だかんだ、これも3月のあれで取り決めをしないでという責任感の中で、むしろつくらせていただいた。その間も、皆さんにもまたお諮りもさせていただいたと。

それと、報道関係のことに触れていましたけれども、報道関係の人、わかって当然なのです。特別委員会があるとき、ちゃんと報道関係の人が一緒になって協議の内容をチェックしているわけですから。私ども委員は、たしか局長に聞いてもらってもわかりますけれども、いすをずらして、4名、5名来てもいいように、一般の委員外さんの議員さんも参加されたらということはいすを用意している。報道機関の方も、きょう見えていますけれども、勝毎さん、道新さんも、報道機関の

二つ、いすを用意して迎える体制をとっていた中で、来なくて、勝手に行かなくて、よくしかし、私、恥ずかしくもなく言えるものだなと。

その中で、町民の公開のときも約2名ほど、あの重要な会議のときですよ。15名のうち、13名が町民と一緒に出て協議したのです。議員さんも、傍聴の中から貴重な意見を言っていた人もおります。2名、何をしていたのですか。今さら立派なことを言うなんてとんでもないです。私は暴言だと思います。

それと、7名の改革に関する提言の解釈なんか、意味なんか並べていましたけれども、強行採決、どこからそれは出てきたのですか。強行採決のないような形で今やっているのではないのですか。採決したのですか。言葉をきちんとやっばり使い分けていただきたいということです。どこに強行採決したのですか。

失言ということ、やっばりこういう場ですから、極力、うちの委員の中でも全員賛成というのが、これが基本だということで、先ほども議論の中で、何とか皆さんに説明をして御理解をしていただこうと、全員参加を、いろんな意見、これもいただこうと。反対ということではなくて、いろんな意見をまたいただこうと。でも、それも精いっぱい今までの案を、経過を説明しましょうと議論の中でお話ししましたよね。そういう中で、強行採決という言葉が出る自体、私、びっくりしたのです。

5番議員の人に言いたいのです。私、反問するのではないです。そういうことではなくて、やはりきっちり、こういう公の場でお話をするには、文言にも気をつけていただきたいということで、答弁に一部不足があるかもしれませんけれども、一応答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 12番大久保優君。

○12番（大久保優君） 要するに、これから質問される方もいると思っておりますけれども、

一度も協議会に出してないと言うけれども、これは全部一連の関連な事業なので、この原本ができ上がらないと皆さんに相談できないのです。一部とって、皆さん、これでどうですかというわけにいかないのです。それで、精いっぱいこの委員会をやって、それで、でき上がって皆さんに出したときには、もうそういう期限だったのです。

それで、もともと皆さんに、その姿に言っていますけれども、慣例な質問はしないでください。ちゃんと聞いててください、皆さんね。同じこと、時期をそこだけ延ばすとか、もうその話、終わっているのですから。2回も同じことをしないでください。

そして、一番皆さんに知ってほしいことは、これは今定例会でしかないのです。この後にはないのです。また次の新しい議員で構成しますなんて、そんな話はないのですから。その辺（不明）質問してください。

そして、協議会をやらんとかやるのでなくて、この文章がどうですかと私は聞いているのです。この改革の全体の案は皆さんどうですかと聞いているのです。そんな協議会をしていないとか言ったって過去だから。それを皆さん自覚して質問してください。

そして、問題は、2ページの議会の活動の原則の②がありますよね、ここをよく読んで、内容はいつでも見直しできるのです。これが完全なものと言いませんよ。だけど、委員が2年かかって一生懸命やったやつなのです。いつでも都合の悪いところがあったら見直しができるようになっていっているのですから。

ともかく、後退する意見でなくて、前進する意見で協議してほしいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 次に、他の議員さん、質疑はございませんか。

7番熊澤芳潔君。

○7番（熊澤芳潔君） それでは、私のほうから質疑をさせていただきます。

特別委員会の皆様には、本当に21年から今日に至りまして、大変御苦勞をかけたなど

いうふうに思っております。

それで、条例の内容を、この定例会におきまして、私も、238条からなる膨大な条例でございます。しかも管内にない総合条例ということで、すばらしい形で進めておられたのかなという気がいたします。

そこで、今回私も条例1本1本読まさせていただきましたけれども、私の能力ということもあるかもございませんけれども、必ずしも、十分に内容を把握して、そして一致できるということにも、ならない部分が、さらに、今回は報酬の関係でお話ししました。

その他に、ちょっと質疑もあるのですけれども、第1章の総則の目的というところで、議員活動の第6条6項でございますけれども、議会は町民に対して各議員の選挙公約等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度と議員の公務活動状況を的確に評価できる情報提供を議会に広報等で公表すると、こういうことで、新しい流れで示されたのかなという気がいたしますけれども、根本を例題に示しますと、公約ということがございますよね。公約ということを広報委員会等で実現する、実現性ということもございまして、さらに、的確に評価ということがあるのですけれども、では、この的確に評価、だれが評価するのかなということもございまして、公約ということ、国会議員の方はそれぞれ公約という部分を示しながらやっていますけれども、今の現実の流れとしては、果たして、だれが公約をどうしたのかということもわからない部分ではないのかなというような気がします。

こういったこと、それとまた、その下に、第7条の、議会は町民の参加の連携を高める方策として、全議員出席のもとということもございまして、こういった意味で、本当にすばらしい条例ですけれども、我々議員の、個人の議員以外のこういった議会に対する仕事と申しますか、議会に対するこういった形も多くなってくると。

こういうことから示しましても、私は、前

から言ったとおり、やはり若い方も出ていただくというようなこと、一般には、何か失礼なのですけれども、年金の方が町しか出れないような町民の皆さんの話もごさいます。

そういったことも含めまして、この条例が悪いというのではなくて、やっぱりもう少し、報酬等も含めて、私は、今回本当に大変だったと思います。しかしながら、そういったことも含めて、若い新体制のもとの中でも、これから10年後、15年と言うとオーバーですか、10年後も含めて、やはり新体制も含めながら、やはりもう一度継続して、これをなくしてしまうのではなくて、せっかくの、こういったボリューム、すばらしいものもごさいますので、そういったことも含めて議論していただくことが望ましいのかなということで、言葉的には時期尚早ということになるかと思ひますけれども、そういったことで、私は意見とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 12番大久保優君。

○12番（大久保優君） 先ほど私が言ったことをちゃんと聞いておいてください。

それで、今のと6番の議会広報の関係は前回質問して答えているのです。こんなことを繰り返して、終わらないです。そんなことはちゃんと確認しなさい。

当然、7条の関係も、これは全部質問があつて答えているのです。選挙広報等の公約の実現性、それは、議員個人がそういう活動していく、それを的確に広報に載せるということです。そして、賛成多数の記名まで載せると、そういう赤裸々なことで前回ちゃんと説明しているでしょう。きちっと覚えていてください。

それと、先ほど言ったように、これをまた、時期を延ばすということはありませんと私は言っているでしょう。今回で議会が終わるのだから、それを踏まえてちゃんと質問してくださいと私は言っているのです。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 大久保さん、今の熊澤議員の関係なのですけれども、要するに、

議員の公約だとか、それを評価はどうするのだと、だれがどうするのだと、こういうことを御質問ありましたから。

7番議員に答えてやってください。

12番大久保優君。

○12番（大久保優君） 議会活動のあれに載せるということなのです。これを意味しているのです。だから、議員は個々の選挙公約、きちっと議会で活動しなさいと、そして、そのやったことをきちっと載せますよと前回に言っているのです。

○議長（吉田敏男君） 7番熊澤芳潔君。

○7番（熊澤芳潔君） 確かにそういったことで、私は最初、そういうことだと思ったのです。ただし、評価となりますと、非常に、これは行政もそうですけれども、いろんな形で評価ということも、今求められていることごさいます。

そういった意味では、同じように、やっぱり評価ということは、確かに広報委員会でそういったことは議論されるかと思ひますけれども、そこだけで評価が果たしてどうかという部分が私はあるのではないかなという気がしますので、確かに、的確に評価ということですから、私はどうなのでしょうということを行っているわけごさいます。

○議長（吉田敏男君） 12番大久保優君。

○12番（大久保優君） 私たちが評価するのではなくて、広報に載せたら、住民がしっかりと議員の個々の活動を評価できるという意味なのです。その評価なのです。おれたちなんか議員を評価するわけじゃないです。だから的確に載せようということなのです。評価はそういう意味ですから。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はごさいませんか。

6番川上初太郎君。

○6番（川上初太郎君） 今まで、各議員の方々が、いろいろ御発言がごさいました。タブらるかもしれないけれども、私の考えも、もう一つ申し述べたいと思ひます。

議会改革活性化に関する諸問題の調査研究

及び提言についてということで、議会初日、3月8日に特別委員長より報告がございました。委員以外の議員さんより意見が多数あったことは御承知のとおりかと存じます。

現行規範の法規範の見直しを図り、議会運営に関する事項を一本化する総合条例の制定については、大事なことで、重い条例というふうに思っております。

ただ、その間の中で、時間がなかったということで、報道機関に、私どもに協議する前段に、協議の場合に、報道機関も出席していただいて協議をしたということをお伺いをいたしました。

であっても、やはり我々議員に、全員協議会の中でもう少し、何度もとは言いません。3月8日に報告があったのが私にしてみれば初めてで、途中の中間報告も一度あったことは覚えておりますけれども、その段階では、中身がきちっと決まっていたということでございませんでした。

何人かの方がおっしゃっておられますように、時期尚早と考え、次期改選後に引き継ぎ、全員議員で煮詰めて、全会一致で決定すべき重い事案だなというふうに考えてございますので、私の意見として申し述べます。

○議長（吉田敏男君） 10番谷口二郎君。

○10番（谷口二郎君） 私も特別委員会の委員のメンバーですから、皆さん方の御意見を伺っていて、特別委員会の任務とは一体何だったのかなと改めて考えるわけです。

それともう一つは、特別委員会で、議会のこれからあるべき改革について、一方的に我がほうだけの考え方で進まないということです。したがって、当然執行者側のそういったかかわりも出てまいりますから。

それともう一つは、特別委員会に入っていない議員の方々の考え方もあります。これは先ほども、委員のほうからも言われましたけれども、ちょい出しで議論はできないのです。まず一つわかっていたいただきたいのが。

例えば、小出しにして、ここの部分はこういうふうにしたい、ここはこうしたいという

ことで、ちょい出しにして議論をして、その返事をいただいてからつくるなんていう、そういった作業にはならないのです。

だから、議会運営に関すること、それから議会の改革強化に関すること、この2本立てで審議をして、改革の柱、議会運営の柱、こういうものをまず先議をしてもらって、そのところの、ほぼ、大体賛同が得られたとすれば、これを条例化していこうと、こういうことです。

私は、今回の議会の改革で、後退はしていないと思うのです。なぜかということ、議会が住民と乖離しているという問題、ずっとありましたよね。これをやっぱり縮めていかなくてはいけないということが最大のテーマでありましたし、もっと開かれていくべきだということも最大のテーマです。

したがって、広報・広聴を新たに設置をして、充実をさせていくと。その任務は、この条例の中で明らかにしていますように、住民との接点を絶えず議会側がつくっていくということです。出前講座もそうです。向こうから、住民側から要望されたときも、それはもちろんそうですけれども、そういった、臨機応変に議会が住民の中に溶け込んでいくということを最大のテーマにしてつくられているものなのです。だから、そういう意味では、絶対に後退していないのですよ、この改革案というのは。

先ほどから問題点で出されているのは、その議員個々の活動だとか評価を町民の前にさらけ出すだとか、それから、執行側の心配をされるというか、仕事が増加をするみたいな、いわゆる1,000万円契約についても、全部その委員会に付託してという、そういったことについての物理的な問題は確かににあるのです。しかし、相対的に、今回の議会条例というのは、やっぱり住民側に向かって前を向いて進めたということなのです。これはやっぱり全体でわかってもらいたい。

そうでないと、今出されているように、新たな議員ができ上がったときにやればいいと

言ったって、その考え方ではできません。私はそう思います。それではできないのです。そういう考え方ではね。だから、基本的には、何でなのですか、今、議会の改革というのは、ここなのでしょう。何で今やるのですかと、これもありましたよね。何でこの3月に。

私は、時期の問題とか、経過の問題とか、特別委員会の審議の日数が25日だとか30日なんていう、それは全く関係ないのです。私どもの目指していたものが、より足寄町の議会が住民に向かって進んでいるかどうかということだけなのです。

そうすると、やっぱりお互い、不十分なところはいいです。不十分なところは、ここはこうしていったらいいのではないかというのは、それは今でもやりますし、それから、先ほど言ったように、これから直すことだって可能なのです。

これから、例えば、この議会条例をレールに乗せて、これで進んでいくとなった場合、やっぱり不都合な部分は出てくるかもしれません。それから、議員個々にとっても、これはちょっとやっぱり難しいよとか、そういうものも出てくるかもしれません。これは、その時点で、また全体の合意で変えていけばいいのです。

決してコンプライトとかされているものではありませんので、だから、執行側との問題も、そういった心配があるのであれば、それは新しい中で、変えていく必要があるものは変えていって構わないと思うのです。

だから、私どもの任務とすれば、やっぱり2年かかって、一定のものを成果として出していかないと申しわけないです。大の男が7人もそろって、1年何ぼもかかって何をやってたのだということ。それはメンツの問題ではありませんよ。それは議会に求められる質の問題なのです。私どもに。そのことを大事にしたから、この時期にと問われるけれども、やっぱりこの時期なのです。

だから、私は、この新聞の報道もされた、

何で我々が知らないうちに報道されたのだということもあるかもしれませんが、やっぱりちょっと前を向いてもらいたいの、悪いことで足寄議会が公表されたものではありません。こういう改革をしようとしているよということで、3月の議会に提案しようとしているという情報が例えばマスコミに取り上げられたとすれば、そうかと、特別委員会もそこまで行ったかと、ならば、我々もそこに参画し、やっぱりもっといいものにつくり上げていこうではないかという、私はやっぱり前を向いてもらいたいのです。

そうでないと、これから選挙を戦うのでしよう。そのときに、町民に向かって、例えば、お茶懇でも、辻説法でも、立会演説会でも、堂々とこれを使っていけるのではないですか。議会改革の。この中身を使っていきますよ。私どもはこうしたいと。例えば、今までなかった町民との対話だとか議会報告会を実施していきますと、これは選挙公約になるのではないですか、新たな立候補者の。こんないことをバックさせる必要は、私はないと思っていますのです。

だから、不十分なところは直せばいい、そういう前向きの気持ちをぜひ持ってもらって、別に特別委員会を高圧的にやろうなんて思っておりませんので、やっぱりここは、全体で、よしわかったと、行こうという意思を固めていかないと、私ほうまくないと思うのです。

だから、この議論の中で、強行突破だとか強行採決だとか、そんなことを特別委員会で考えているものではありませんが、やっぱり理由のある反対については真摯に受けとめる。これは、今もこれから先も同じだと思うのです。理由のある反対は。理由のない反対というのはないと思いますので、そんなことをぜひお考えいただいて、全体でこれを決めていただきたいなということを中心に念じる。念じると言ったら申しわけないですね。私の考え方でございますので、言わせていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 他の方で、質疑ある方。

11番後藤次雄君。

○11番（後藤次雄君） 先ほど、私の質問したことに回答されていない部分があるので。96条の関係で、1,000万円の関係、それをまず回答してもらいたいことと、今、谷口委員が言ったことは、私もそう思っています。そのとおりですね。

ただ、やっぱり何回も言っているとおり、これだけのすばらしい改革をするわけですから、先ほど言ったみたいに、ある程度できなかつたら、皆さんの条項ができなかつたというのはわかります。

8日の日の中でも、全員協議会と言っていたのですから、やっぱりそういう場をいっぱいつくってもらいたかったと思うのです。確かに改選期だし、こういうことをやっていますということなのだけれども、私としては、どうしてもそこは、谷口さんが言うことは十分わかるのだけれども、そうであれば、きょうの理由のところ、一番最初の理由のところ、やっぱり町政の情報交換と町民参加を基本にした協働の理念ということになれば、やっぱりこのことも町民の中にある程度浸透させて、そして、そうかと、こういういい改革をしているのだということも、やっぱりやるべき必要があったということのをさっきから言っているのです。

だから、決して、今の谷口さんの言っていることは、私は全くそのとおりだと思いますけれども、その前段のことが、やっぱりちょっと、私としては今でも納得できないということでありまして、これで3回目ですから、先ほど私が言った漏れているところについて、委員長さんのほうから御回答をいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） それは、今おっしゃっているのは12条の関係、96条の2項の関係ということですね。第11条と12条の関係です。

○11番（後藤次雄君） 96条の関係ですよ。だから、そのことをやったときに、議会で事前にやって、後に行政、こういう委員会を開きますよね。例えば、開いた後、また委員会の委員から、こういうことではだめだと、こういうことをしてくれという意見が出たときにどう調整するかということが私は心配なのです。

委員会と、こういう特別総合基本条例にかかわる基本計画の中、これは委員会でやりますから、そこの意見が、例えば、議会ではこうだけれども委員会ではこう意見が出たときに、その調整をどうするかということを私は心配しているのです。

○議長（吉田敏男君） 議会と委員会の調整ね。11条と12条の関係ですね、今言われていることは。

委員長、答弁お願いできますか。

○14番（菊地一將君） あまり聞いていなかったものだから、意味があまりわからなかったのだけれども、96条の関係ですよ。その関係については、どこどこが違ったら、委員会からとか何とかと言われたけれども、どういうことなのでしょう。わからないのですけれども。

初めに言われたのは、5,000万円が1,000万円になったということだよ。2項の関係。

○11番（後藤次雄君） 委員会及び特別委員会に付託して審査するものとするということになっていますよね。審査した後、議会で例えば結論出したときに、出しておいて、今度、行政のほうで足寄町総合計画基本構想の関係で委員会をやったときに、議会と違う意見が出てきたときにはどうするのですかということの説明していただきたいという、そういうことを言ったのです。

前項の審査については、委員会及び特別委員会に付託して審査をするものとする、審査するということは、議会でも結論を出さなくてはならないということですよ。

○議長（吉田敏男君） 8番高橋幸雄君。

○8番（高橋幸雄君） ただいま11番議員からお尋ねの関係で、予算委員会で、私、相当答弁し過ぎた経過もあって、きょうは遠慮してございましたが、法規案の関係ですので、私のほうから答弁させていただきます。

ただいまの96条第2項の関係で、第11条2規定、前項の審査については委員会及び特別委員会に付託し審査をするものとする、こういうことでございます。このことは、9月定例会に地方債にかかわる自立計画の関係で、11番議員さんが特別委員長に就任されて、当本会議で審査をした経過がございます。それを想定していただければよろしいのです。

したがって、重要案件で96条の第2項を使うということは、重要事業計画だからこそ議会の議決をしっかりといたしましようということです。96条の第1項は、ごらんいただいたとおり、14号の別表で規定をしております。それ以外に、2項で、改めて議会の機能を知らしめるために、チェック機能を果たすために、一緒になって町民の付託にこたえていくというのが本規範の規定で増加したところでございます。従来、私どものうちにありますませんでした。

それで、今、御確認いただいている関係は、当然、理事者のほうからその議案が提案されます。つまり、9月定例会の最終日でございます。委員長が、後藤さんが御就任いただきまして、当然付託をして、特別委員会をつくって、11番議員さんが審査をして、そして、両部会に分かれ、案件によっては、すべて部会制をとらない審査の方法もありますが、委員会条例が一方的にある章のものは別として、例えば、医療とか、福祉とか、そういう絡みについては文教委員会が専らということに、付託にということもありませんけれども、全体の委員会条例、両委員会に、また、9月定例会にやった分科会方式になるのかなど。

そこで、分科会方式になりまして、分科会から報告があり、後藤委員長の手元に行き、

後藤委員長は特別委員会の報告を議長に渡した。結論が変わるということは全くないので、そういう手続行為です。そういうことで御理解をいただきたいと存じます。

○議長（吉田敏男君） 他の議員さん、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑がないようであります。これで質疑を終わります。

ここで、若干暫時休憩をいたします。

午後16時31分 休憩

午後16時47分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

11番後藤次雄君。

○11番（後藤次雄君） 私は、先ほどから意見を申し上げましたし、特別委員会の方からの回答をいただきました。これは、私が前から言っているとおおり、やっぱりもう1回議論を深めて、そしてやるべきだということで、時期尚早ということで反対します。

○議長（吉田敏男君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

9番矢野利恵子君。

○9番（矢野利恵子君） この議会改革案は、本当に画期的で、例えば土日に議会を開くよう努めるだとか、本当に中身を見ても画期的なやり方だなど。

もちろんこれについては、やはり、録画配信、ネット上にこの議会の様子を配信するのも、おおむね4年だけれども、その後も残ったやつはできる限り保存していくと。私の希望としては、永久保存というふうにしてもらいたいけれども、災害もあることだから、永久保存ということにはならないかもしれないし、そして、委員会が所管事務調査をするに当たっても、3泊4日の日程とかと決められたり、3カ所以上だとか、道内3年目の第3回定例会後においてとか、そんなのは細かく決めなくてもいいのではないかとこのところ

は多々あるけれども、80%はよしとするものだし、これからも中身が、本当に議会活動をしていって、だめなものなら直していくこともできると、そういうことを考えたら、この画期的な条例はぜひやらなければいけないということから、これに賛成いたします。

○議長（吉田敏男君） 次に、反対者の発言を許します。

7番熊澤芳潔君。

○7番（熊澤芳潔君） 先ほども申し上げましたけれども、ある部分につきまして、ある程度答えていただきましたけれども、報酬の部分では、やはりもう一度戻すべきだということの中で、もう少し議論する必要があるのではないかということで、時期尚早ということで反対します。

○議長（吉田敏男君） 次に、賛成者の発言を許します。

13番高道洋子君。

○13番（高道洋子君） 皆さんの御意見もいろいろ伺いましたが、やはり名古屋市とか阿久根市でテレビ報道されて以来、日本全国的にも、この議会改革というのはものすごく国民の注目の集めているところです。

足寄町にあっても、やはりこの議会改革なしでは本当に選挙も戦えないし、それから、議員としての質の向上も今後望めないのではないかと。そういう画期的な、また、前向きな案でございます。

思い切ったところもいろいろありまして、私にとっては、できるかなというところも一、二ありますけれども、だけれども、普段自分たちが心がけて、議員としていることを目的にしているところばかりですので、やってやれないことはないのではないかと前向きにとらえております。

あと、皆さんのおっしゃることは、反対意見の人は、みんなではないですけれども、やり方、プロセス、方法論に対する不満、不平が多かったのではないかなと思います。ですから、本文の条例案に対する不足やら不満も少しはありましたけれども、やり方に対する

ことも多かったかなと思います。

ですから、実際やってみて、4年に1回とか、3年に1回見直しをかけて、不都合が出てきたら、それをみんなで直して、また、町民からここは変だよという意見が出たときに、みんなで協議をして直していけばいいのではないかなと。一歩前に行かないことには改革しないことには、町民の賛同も支援も得られないのではないかなと思ひまして、賛成いたします。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 次に、反対者の発言を許します。

6番川上初太郎君。

○6番（川上初太郎君） 私、先ほど時期尚早ということをお話申し上げました。議員報酬の見直し、議員報酬を10%上げて、期末手当を1.2カ月削減して廃止するというところで、本当に今日の社会情勢を考えたときに、全国的に定数の削減、さらに報酬の引き下げ検討、それから、または日当制の導入など、いろいろ申し上げて報道されています。

町民からすれば、議会で10%の報酬の値上げということになると、議員はみずからが自分の報酬を引き上げるという見られ方をするのではないかなと。当然のごとく、町民の方々からもそういう声は聞いております。

○議長（吉田敏男君） 発言中ですけれども、この条例の中に、議員の報酬の関係についてはすべて抜かれていますから、その議論はちょっと違ったと思います。

○6番（川上初太郎君） なるほど。そうであれば、一番先の時期尚早ということで終わります。

○議長（吉田敏男君） 賛成者の発言を許します。

2番榊原深雪君。

○2番（榊原深雪君） 前回報告がありましたときに、私は賛成の意見を述べさせていただきました。その中で、やはり議会改革というのは、常に前に進んでいかなければならない。そういうことで、議員の資質も高めなけ

ればならないということは当たり前のことだ
と思っております。先ほど特別委員会の委員
さんの谷口さんがお話しされたことは、本当
100%、私も賛同して聞いておりました。

なぜ、今、報酬とか、いろんな議員に対す
る不満が出てきたというのは、私なりに解釈
しましたところ、やはり住民の本当の公約、
先ほど熊澤議員もお話になったけれども、公
約に対しての、議員が果たしてそういう発言
をしているだろうか、そういう自分たちの声
は伝わっているだろうか、そして、報酬に値
する仕事をしてもらっているだろうかとい
う、いろんな疑問点があるかと思えます。

そして、私は、この議員条例というのは、
特にかみ砕いて、なかなか自分では解釈す
ることはできませんでしたが、自分は自
分の本当に議会での仕事を全うしていれば、
的確なこういう条例というのは、まさしく自
分の質疑を高めていったり、自分で意見を言
うことによって、研さんしていくことによ
って、この条例というのは、おのずとついて
回ってくると思うのです。

だから、議員として当たり前の仕事をして
いくということと、それに向かってもっと改
革を進めていくということについていくとい
うことが大切なことではないかなと思って、
賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、反対者の発言
はございますか。

5番木村明雄君。

○5番（木村明雄君） 先ほどは、谷口さん
の意見が少しぐさっと刺さりました。

これから先に向けて、この時代、これから
将来、そして未来に向け議会改革、議会活
性化、これについては避けて通れない問題、ま
たは課題ではないかと、そんなふう思うわ
けでございます。

私は、この大きな問題に対して、もう少
し、これは慎重に自分で考える、考えてみた
い、そんなふう思う。時期尚早だなんて
言ったら怒られるのかもしれないですが
も、慎重に考えたいと。少々時間がかかっ

ても、やはりこれは、今、これについては残念
ですが、私は反対をいたします。

○議長（吉田敏男君） 他に、賛成者の討論
はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、討論を終
わります。

これから、会議案第1号足寄町議会総合
条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本
件は、原案のとおり決定することに賛成の方
は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、会議案第1号足寄町議会総合
条例の制定についての件は、原案のとおり可
決されました。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩を
いたします。休憩中に議会運営委員会をお開
きをいただきたいと思います。

午後 4時59分休憩

午後 5時30分再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を
再開をいたします。

議会運営委員長から御報告をお願いをいた
します。

議会運営委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員長（井脇昌美君） ただいま
開催されました第1回定例会に伴います議会
運営委員会の協議の結果の報告をいたしたい
と思えます。

先ほど来、足寄町議会改革活性化等調査特
別委員会の報告の審議の際、5番議員さん、
6番議員さんにより、不適切な発言があら
れたという議会運営委員会の中で協議をな
され、今、本人は否定されているものでは
ありませんが、現在、議事録を精査のため
に、全く本当に申しわけございませんが、
この後、若干休憩をとりたく思います
ので、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後 17 時 32 分 休憩

午後 18 時 36 分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎議運営委員会報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告をお願いします。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

○議会運営委員長（井脇昌美君） この後、いろいろな行事等々、また、日程がある中、本当に何度も議会運営委員会を開かせていただき、中断を申しわけなく思っております。

ただいまの議会運営委員会の協議の結果の報告をさせていただきたいと思っております。

5 番、6 番両議員さんの不適切発言に対して、議事録を精査させていただきました結果、皆さんのお手元に議事録の一部が配付されたと思うのですけれども、不適切発言ということが証明されました。

後ほど、議長よりしかるべく処置があるうと思っておりますが、それにしたがって、よろしくお願いを申したいと思っております。

これより、本日の日程に追加をさせていただきます。議案第 40 号を即決で審議をいたします。

次に、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書について審議いたします。

以上で、第 1 回定例会における議案等の審議は、本日をもって終了する予定でありますので、御了解を願いたいと思っております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいま、井脇委員長のほうからお話がございましたとおり、先ほどの総合条例の質疑の中、議事録を精査をさせていただきました。その結果といたしまして、不適切な発言があったということでございます。ここで、木村議員、川上議員、それぞれ発言を求めら

れておりますので、それを許したいと思っております。

5 番木村明雄君。

○5 番（木村明雄君） それでは、今会議の中で、私が不適切な発言があったと。それにつきまして、本当に皆さんに御迷惑をおかけをいたしました。これからにつきましては、言葉に気をつけてまいりたいと、そんなふうに思っております。本当に申しわけございませんでした。

○議長（吉田敏男君） 6 番川上初太郎君。

○6 番（川上初太郎君） このたびの一件で、私の思っていたのとちょっと違う不適切な発言ということでございました。今後、そういうことのないようにいたしますので、今回はひとつ、御容赦のほどお願い申し上げます。

◎日程追加の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第 22 条の規程により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎議案第 40 号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第 13 議案第 40 号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

○総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第 40 号足寄町特別職の職員

の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、議会改革活性化等調査特別委員会の調査報告を受け、現行の議員報酬をそれぞれ10%引き上げ、期末手当1.2カ月を廃止することについて、足寄町特別職報酬等審議会を去る3月14日に開催し、諮問し、調査報告の内容について妥当とする旨、答申を得ましたので、提案をさせていただきますのでございます。

改正の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町特別職の職員並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中、及び期末手当を削るものであります。第7条第5項を同条第8項とし、同条第4項中、全2項を第2項から第3項及び第5項に改め、同項を同条第7条とし、同条第3項の次に、次の3項を加える。

次の第4項、第5項、第6項の、この3つの項を加えるための条項の整理でございます。新たに加える第4項でございますが、足寄町議会総合条例（平成23年条例第号）、空欄になってございますが、先ほど条例が可決され、この後、告示等により条例番号が入ってまいりますので、ここの条例番号については、まだ空白ということになってございます。

総合条例の第23条第2項、前段の規程に該当し、90日以上長期欠席（以下、この条において「長期欠席」という。）をした場合は、議員報酬の額に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める減額の割合を乗じて得た額を第1項に定める議員報酬の額から減額するものとするものでございます。

第1号でございますが、長期欠席の期間90日以上180日未満の場合が、減額の割合、100分の20でございます。

第2号は、長期欠席の期間180日以上365日未満の場合は、減額の割合は100分の50と。それから、第3号でございますが、長期欠席の期間365日以上減額の割合は100分の70とするものでございます。

第5項でございますが、前項の規定による議員報酬の減額は、長期欠席の期間が90日、180日、または365日を経過する日以降の長期欠席の期間について、日割りをもって計算し、翌月の議員報酬から減額するものでございます。

なお、長期欠席の期間中に死亡した場合は、第2項の規程にかかわらず、全項の規程による減額を行うものとするものでございます。

また、死亡した日の属する次の翌月に、死亡した月の減額相当額を町に返還するものとするものでございます。

次に、第6項でございますが、前2項の規程にかかわらず、長期欠席の事由が北海道町村議会議員公務災害補償等組合の定める公務または通勤により生じたと認められる災害による療養の場合は、減額しないものとするものでございます。いわゆる公務災害等と言われるものの中での減額はないというものでございます。

次に、第8条を次のように改める。第8条につきましては削除をいたします。

次に、第9条第2項中から第5項までを第3項第7項及び第8項に改める。これは条項の整理でございまして、附則中第16項を削る。第17項を第16項とし、第18項から第23項までを1項ずつ繰り上げるというものでございまして、これも附則の16項を削る関係から、条項を繰り上げていくものでございます。附則中第16項につきましては、手当の加算額を定める規則でございましたけれども、手当が廃止され、報酬一本化ということでございますので、この附則の16項を削るものでございます。

次に、別表第2中の改正でございますが、最初に議長の報酬でありまして、25万円を

27万5,000円にするものであります。

次は、副議長の報酬でありまして、21万円を23万1,000円に、次が常任委員、議運の委員長さんの報酬でございますけれども、20万円を22万円に改めるものでございまして、次が議員の報酬でありまして、19万円を20万9,000円に改めるものでございます。

附則でございまして、この条例は、平成23年5月1日から施行するというので、先ほど議決されました総合条例との施行日を統一とさせていただきます。

新旧対照表につきましては、2ページ、3ページに添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第40号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第40号足寄町特別職の

職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申し出の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第14 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規程によって、お手元に配付をいたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本定例会の会議に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成23年第1回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 6時51分 閉会

平成23年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員